平成２８年（フ）第６１９７号
東京都北区滝野川６丁目18－７　晴良荘101
債務者　甲斐ひとみ
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０２号
神奈川県横浜市泉区新橋町1340－１－202
債務者　佐々木征一郎
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０３号
東京都板橋区中台２丁目13－12　マルヤ荘205号室
債務者　矢間　健三
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２０４号
千葉県浦安市舞浜３丁目６－12
債務者　滝田　美和（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２２５号
東京都板橋区徳丸３丁目32－10－501
債務者　坂元あや子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２２７号
東京都大田区上池台１丁目８－12－402
債務者　佐々木　愛
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２３０号
東京都荒川区荒川５丁目39－３－201
債務者　多良間陽子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２３１号
東京都足立区新田３丁目３－３　コエル第二ビル102
債務者　濱端和可子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２４０号
東京都江東区大島２丁目５－３－101
債務者　菅野　正彦
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２６９号
東京都大田区中馬込２丁目24－４－103
債務者　石井　小織（旧姓瀬野）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２７４号
東京都大田区仲六郷２丁目35－５
債務者　大森　雅博
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２８４号
東京都板橋区清水町17－11－302
債務者　高橋　早苗
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６２８５号
東京都練馬区関町北５丁目19－９－205
債務者　小柴　玲子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４１号
静岡市葵区古庄４丁目16番24号　リバーサイド泉101号
債務者　牧野　　孝
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０７号
山口市糸米１丁目３番35号
破産者　木村　弘之
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第３８２５号
大阪府寝屋川市石津南町３番５号（201号）、前住所大阪府寝屋川市池田北町17番11号
破産者　松下　　茂
1　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
2　一般調査期日　平成28年10月17日午後２時
平成28年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部